



# 三重県公報

令和5年3月31日 (金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
31	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(担い手支援課)	2
32	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅政策課)	3
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則9-0 (職員の定年等に関する規則) の一部を改正する規則	(人事委員会)	15

規 則

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第三十一号

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表（第2条関係） 養成科2年課程						別表（第2条関係） 養成科2年課程							
区分		科目		時間数	単位数	区分		科目		時間数	単位数		
共通科目	専門科目	必須科目	(略)	(略)	(略)	必須科目	必須科目	(略)	(略)	(略)	(略)		
			環境保全と農業	16	1			環境保全と農業	32	2			
			作物保護	32	2			作物保護	16	1			
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			
		選択科目A	(略)	(略)	(略)	選択科目A	(略)	(略)	(略)	選択科目A	農業機械・施設整備		
			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				
		選択科目B	溶接技能者（ガス、 アーク）			選択科目B	ガス溶接			選択科目B	ガス溶接		
			(略)				(略)				(略)		
			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
養成科1年課程						養成科1年課程							
区分		科目		時間数	単位数	区分		科目		時間数	単位数		
共通科目	専門科目	必須科目	(略)	(略)	(略)	必須科目	必須科目	(略)	(略)	(略)	(略)		
			環境保全と農業	16	1			環境保全と農業	32	2			
			作物保護	32	2			作物保護	16	1			
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			
		選択科目	(略)	(略)	(略)	選択科目	(略)	(略)	(略)	選択科目	コンピュータ演習		
			農業機械・施設整備				農業機械整備						
			(略)				(略)						
		溶接技能者（ガス、 アーク）				溶接技能者（ガス、 アーク）	ガス溶接			溶接技能者（ガス、 アーク）	ガス溶接		
			(略)				(略)				(略)		
			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
養成科1年課程						養成科1年課程							
区分		科目		時間数	単位数	区分		科目		時間数	単位数		
共通科目	専門科目	必須科目	(略)	(略)	(略)	必須科目	必須科目	(略)	(略)	(略)	(略)		
			環境保全と農業	16	1			環境保全と農業	32	2			
			作物保護	32	2			作物保護	16	1			
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			
		選択科目	(略)	(略)	(略)	選択科目	(略)	(略)	(略)	選択科目	コンピュータ演習		
			農業機械・施設整備				農業機械整備						
			(略)				(略)						
		溶接技能者（ガス、 アーク）				溶接技能者（ガス、 アーク）	ガス溶接			溶接技能者（ガス、 アーク）	ガス溶接		
			(略)				(略)				(略)		
			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に三重県農業大専に在籍し、この規則の施行の日以後に引き続き三重県農業大専に在籍する養成科二年課程の者の科目及びその時間数並びに単位数については、この規則による改正前の「環境保全と農業」の科目を履修した者にあつては改正後の「作物保護」の科目を、「作物保護」の科目を履修した者にあつては改正後の「環境保全と農業」の科目を、「農業機械整備」の科目を履修した者にあつては改正後の「農業機械・施設整備」の科目を、「ガス溶接」の科目を履修した者にあつては改正後の「溶接技能者（ガス、アーク）」の科目をそれぞれ履修したものとみなす。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十二号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成八年三重県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(誓約書)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の誓約書には、<u>入居決定者の印鑑証明書のほか、緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書を添付するものとする。</u></p> <p>(緊急連絡人)</p>	<p>(誓約書)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の誓約書には、<u>連帯保証人の印鑑証明書及び所得金額を証明する書類を添付するものとする。</u></p> <p>(極度額)</p>
<p>第九条 条例第十一条第一号の規則で定める要件は、その住所<del>地</del>又は勤務地が三重県内に所在し、入居決定者の三親等以内の親族(同居親族を除く。)であることとする。</p> <p>2 知事は、入居決定者が緊急連絡人を確保することが困難な事情があると認める場合には、次の各号に定める者(第一号に定める場合にあつては二名)を緊急連絡人とすることができる。</p> <p>一 その住所<del>地</del>又は勤務地が三重県内に所在する者</p> <p>二 三重県内に営業拠点を有する法人で、条例第十一条第一号に規定する入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡並びに次項各号に定める役割を担うもの</p> <p>3 条例第十一条第一号の規則で定める役割は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応</p> <p>二 滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力</p> <p>4 入居予定者又は入居者は、緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、十四日以内に新たな緊急連絡人を確保しなければならない。</p> <p>一 死亡した場合</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けた場合</p> <p>三 三重県内に住所、勤務地が所在しなくなった又は営業拠点を有しなくなった場合</p>	<p>第九条 条例第十二条第二項の規則で定める額は、入居時における近傍同種の住宅の家賃の額の十八月分に相当する額とする。</p>

<p>四 前三号に定める場合のほか、知事が不適当と認め て変更を求めた場合</p>	
<p>5 入居者は、その緊急連絡人が住所、氏名、名称又は 所在地を変更したときは、その事実を知った日から十 四日以内に、その旨を知事に届け出なければならな い。 (緊急連絡人の変更)</p>	<p>(連帯保証人の変更)</p>
<p>第九条の二 入居者は、前条第四項の規定により緊急連 絡人を確保したときは、特定公共賃貸住宅入居者緊急 連絡人変更届出書(第三号様式)を提出しなければな らない。</p>	<p>第九条の二 入居者が、条例第十二条第三項の規定によ り連帯保証人を変更するときは、特定公共賃貸住宅入 居者連帯保証人変更届出書(第三号様式)を提出しな なければならない。</p>
<p>2 前項の届出書には、新たな緊急連絡人の住民票の写 し又は登記事項証明書を添付するものとする。</p>	<p>2 前項の申請書には、変更後の連帯保証人の印鑑証明 書及び所得金額を証明する書類を添付するものとす る。</p>
<p>3 入居者は、前条第五項の規定により緊急連絡人の住 所、氏名、名称又は所在地の変更を届け出るときは、 特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出 書(第三号様式の二)を知事に提出しなければならな い。</p>	
<p>4 前項の届出書には、住所の変更にあつては住民票の 写し又は登記事項証明書を、氏名の変更にあつては戸 籍抄本を、名称の変更にあつては登記事項証明書を添 付するものとする。</p>	

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

三重県知事 宛て

私（入居者）は、本誓約書に示されている特定公共賃貸住宅に入居し、使用するにあたっては、三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。

私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡します。

家賃	月額	円	敷金（家賃の3か月分）	円
----	----	---	-------------	---

建物表示	所在地	
	住宅名	特定公共賃貸住宅 棟 号室

入居者	(ふりがな)氏名	実印	生年月日	年 月 日
	現住所	電話番号 ( )		
	勤務先	電話番号 ( )		

緊急連絡人として、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

住所又は氏名若しくは名称に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

- ①入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡
- ②入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応
- ③滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

緊急連絡人	(ふりがな)氏名又は名称 (生年月日)	印	( 年 月 日)	印	( 年 月 日)
	住所				
	電話番号	( )		( )	
	入居者との関係				

添付書類	1 入居者本人の印鑑証明書 2 緊急連絡人の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）又は登記事項証明書 3 その他 ( )
------	---

注 1 緊急連絡人は、三重県内に住所又は勤務場所を有する三親等以内の親族（同居親族を除く。）とする（これにより難い場合には、①三重県内に住所又は勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。  
2 入居者及び緊急連絡人の欄は、各々が自署し、押印するものとする。ただし、入居者については登録された印鑑（添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑）により押印すること。

第3号様式（第9条の2関係）

特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定公共賃貸住宅 棟 号室  
 入居者  
 電話番号

緊急連絡人に変更を生じたので、三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条の2第1項の規定により届け出ます。

なお、緊急連絡人は、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

住所又は氏名若しくは名称に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

- ①入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡
- ②入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応
- ③滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

旧緊急連絡人	氏名又は名称	
	現住所	
新緊急連絡人	(ふりがな) 氏名又は名称 生年月日	印 ( 年 月 日)
	現住所	
	電話番号	( )
	入居者との関係	
添付書類	1 新緊急連絡人の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）又は登記事項証明書 2 その他（ ）	

注1 新緊急連絡人は、三重県内に住所又は勤務場所を有する三親等以内の親族（同居親族を除く。）とする（これにより難しい場合には、①三重県内に住所又は勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。

2 新緊急連絡人の欄は、新たに緊急連絡人となる方が自署し、押印すること。

第三号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第9条の2関係）

特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

特定公共賃貸住宅 棟 号室  
 入 居 者  
 電話番号

緊急連絡人の 住 所  
 氏名又は名称 が次のとおり変更になりましたので、三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条の2第3項の規定により届け出ます。

		変 更 前	変 更 後
緊 急 連 絡 人	(ふりがな) 氏名又は名称		
	現 住 所 電 話 番 号	( )	( )

備考 住所変更の場合は住民票の写し（本籍の記載のあるもの）又は登記事項証明書を、氏名変更の場合は戸籍抄本を、名称の変更にあつては登記事項証明書を添付すること。



(三重県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県営住宅条例施行規則(平成九年三重県規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(誓約書)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の誓約書には、<u>入居決定者の印鑑証明書</u>のほか、<u>緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書</u>を添付するものとする。</p> <p>(緊急連絡人)</p>	<p>(誓約書)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の誓約書には、<u>入居者本人の印鑑証明書</u>のほか、<u>連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得金額を証明する書類</u>を添付するものとする。</p> <p>(極度額)</p>
<p>第六条 条例第十条第一項第一号の規則で定める要件は、その住所地又は勤務地が三重県内に所在し、<u>入居決定者の三親等以内の親族(同居親族を除く。)</u>であることとする。</p>	<p>第六条 条例第十一条第二項の規則で定める額は、<u>入居時における近傍同種の住宅の家賃の額の十八月分に相当する額</u>とする。</p>
<p>2 知事は、<u>入居決定者が緊急連絡人を確保すること</u>に困難な事情があると認める場合には、次の各号に定める者(第一号に定める場合にあつては二名)を緊急連絡人とすることができる。</p> <p>一 その住所地又は勤務地が三重県内に所在する者</p> <p>二 三重県内に営業拠点を有する法人で、<u>条例第十条第一項第一号で定める入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡並びに次項各号に定める役割を担うもの</u></p>	
<p>3 条例第十条第一項第一号の規則で定める役割は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応</p> <p>二 滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力</p>	
<p>4 入居予定者又は入居者は、<u>緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、十四日以内に新たな緊急連絡人を確保しなければならない。</u></p> <p>一 死亡した場合</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けた場合</p> <p>三 三重県内に住所、勤務地が所在しなくなった又は<u>営業拠点を有しなくなった場合</u></p> <p>四 前三号に定める場合のほか、<u>知事が不相当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合</u></p>	
<p>5 入居者は、その緊急連絡人が住所、氏名、名称又は所在地を変更したときは、その事実を知った日から<u>十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(緊急連絡人の変更)</p>	<p>(連帯保証人の変更)</p>
<p>第六条の二 入居者は、<u>前条第四項の規定により緊急連絡人を確保したときは、県営住宅入居者緊急連絡人変更届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>第六条の二 入居者は、<u>条例第十一条第三項の規定により連帯保証人を変更するときは、県営住宅入居者連帯保証人変更届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 前項の届出書には、<u>新たな緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書</u>を添付するものとする。</p>	<p>2 前項の届出書には、<u>変更後の連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得金額を証明する書類</u>を添付するものとする。</p>
<p>3 入居者は、<u>前条第五項の規定により緊急連絡人の住</u></p>	<p>3 入居者は、<u>条例第十一条第四項の規定により連帯保</u></p>

所、氏名、名称又は所在地の変更を届け出るときは、  
 県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書（第三号  
 様式の二）を知事に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、住所の変更にあつては住民票の  
 写し又は登記事項証明書を、氏名の変更にあつては戸  
 籍抄本を、名称の変更にあつては登記事項証明書を添  
 付するものとする。

（同居承認申請）

第七条（略）

2 前項の場合において、知事は、入居者が同居させよ  
 うとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であ  
 るときは、条例第十二条第一項の規定による承認をし  
 てはならない。

一（略）

一 条例第六条第一項第三号イからハまでに掲げる者  
 三〜五（略）

六 入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚  
 姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含  
 む。第九条第二項第七号において同じ。）、「児童  
 福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七  
 条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規  
 定する里親に委託されている児童、直系親族及び三  
 親等以内の傍系親族のいずれでもない者

3（略）

（入居の承継申請）

第九条（略）

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合におい  
 ては、条例第十三条第一項の規定による承認をしては  
 ならない。

一・二（略）

三 当該承認を受けようとする者が条例第六条第一項  
 第三号イからハまでに掲げる者であつた場合

四〜七（略）

3（略）

別表第一（第二条関係）

区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数
一〜一四	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一五	十宮団 地	鈴鹿市	(略)	(略)	(略)
一六〜一九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二〇	千里団 地	津市	簡易耐火 平屋	昭和四〇 (昭和五三 改良分)	一
				(略)	(略)
				昭和四〇 (昭和五五 改良分)	四
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

証人の住所又は氏名の変更の届出をするときは、県営  
 住宅入居者連帯保証人住所等変更届出書（第三号様式  
 の二）を知事に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、住所の変更にあつては住民票の  
 写しを、氏名の変更にあつては戸籍抄本を添付するも  
 のとする。

（同居承認申請）

第七条（略）

2 前項の場合において、知事は、入居者が同居させよ  
 うとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であ  
 るときは、条例第十二条第一項の規定による承認をし  
 てはならない。

一（略）

一 条例第六条第一項第三号イからニまでに掲げる者  
 三〜五（略）

六 入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚  
 姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含  
 む。第九条第二項第七号において同じ。）、「直系  
 親族及び三親等以内の傍系親族のいずれでもない者

3（略）

（入居の承継申請）

第九条（略）

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合におい  
 ては、条例第十三条第一項の規定による承認をしては  
 ならない。

一・二（略）

三 当該承認を受けようとする者が条例第六条第一項  
 第三号イからニまでに掲げる者であつた場合

四〜七（略）

3（略）

別表第一（第二条関係）

区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数
一〜一四	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一五	十宮団 地	鈴鹿市	簡易耐火 一階	昭和三〇	八
一六〜一九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二〇	千里団 地	津市	簡易耐火 平屋	昭和四〇 (昭和五三 改良分)	二
				(略)	(略)
				昭和四〇 (昭和五五 改良分)	五
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二一〇七〇	(略)	(略)	(略)	二階	昭和五一	二
				簡易耐火	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
二一〇七〇	(略)	(略)	(略)	二階	昭和五一	四
				簡易耐火	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)

第二号様式から第三号様式の二までを次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

県 営 住 宅 入 居 誓 約 書

年 月 日

三重県知事 宛て

私（入居者）は、本誓約書に示されている県営住宅に入居し、使用するに当たっては、公営住宅法、三重県営住宅条例及び三重県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。

また、入居までに配付される案内「県営住宅 入居者のしおり」を堅く守ります。

なお、私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡します。

家 賃	月額	円	敷金（家賃の3か月分）	円
-----	----	---	-------------	---

建物表示	所在地			
	住宅名	県営住宅	団地	棟 号室

入居者	(ふりがな)氏名	印	生年月日	年 月 日
	現住所	電話番号 ( )		
	勤務先	電話番号 ( )		

緊急連絡人として、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

住所又は氏名若しくは名称に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

- ①入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡
- ②入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応
- ③滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

緊急連絡人	(ふりがな)氏名又は名称 (生年月日)	印	印
	住所	( 年 月 日)	( 年 月 日)
	電話番号	( )	( )
	入居者との関係		

添付書類	1 入居者本人の印鑑証明書 2 緊急連絡人の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）又は登記事項証明書 3 その他 ( )
------	---

注1 緊急連絡人は、三重県内に住所又は勤務場所を有する三親等以内の親族（同居親族を除く。）とする（これにより難い場合には、①三重県内に住所又は勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。

2 入居者及び緊急連絡人の欄は、各々が自署し、押印するものとする。ただし、入居者については登録された印鑑（添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑）により押印すること。



第3号様式の2（第6条の2関係）

県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

県営住宅 団地 棟 号室  
 入 居 者  
 電話番号

緊急連絡人の 住 所 が次のとおり変更になりましたので、三重県営住宅条例施  
 氏名又は名称

行規則第6条の2第3項の規定により届け出ます。

		変 更 前	変 更 後
緊 急 連 絡 人	(ふりがな) 氏 名		
	現 住 所 電 話 番 号	( )	( )

備考 住所変更の場合は住民票の写し（本籍の記載のあるもの）又は登記事項証明書を、氏名変更の場合は戸籍抄本を、名称変更の場合は登記事項証明書を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条中三重県営住宅条例施行規則第七条第二項第二号及び第六号並びに第九条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に入居の申込み(三重県特定公共賃貸住宅条例(平成八年三重県条例第二十八号)第七条第一項又は三重県営住宅条例(平成九年三重県条例第五十二号)第八条第一項の規定による入居の申込みをいう。)をした者については、第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第八条第二項、第九条及び第九条の二並びに第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例施行規則第五条第二項、第六条及び第六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則九一〇(職員の定年等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則九一〇(職員の定年等に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則九一〇(職員の定年等に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(異動期間の期限の延長の承認)</p> <p>第十条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書(第五号様式)に人事記録の写し及び第十一条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(異動期間の期限の延長の承認)</p> <p>第十条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書(第五号様式)に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第十条の二 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。</p> <p>一 県立学校の特定管理監督職群 県立学校の校長</p> <p>二 市町立学校の特定管理監督職群 市町(一部事務組合を含む。以下同じ。)立学校の校長</p>	
<p>(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)</p> <p>第十条の三 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。</p>	
<p>(雑則)</p> <p>第十九条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管</p>	<p>(雑則)</p> <p>第十九条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管</p>

<p>理監督職務上限年齢制又は定年再任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 条例附則第十四項及び第十五項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。</p> <p>一 ～ 三 (略)</p> <p>四 退職手当支給条例附則第十四項から第十七項までの規定若しくは公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)附則第十三項から第十五項までの規定又は三重県人事委員会規則七十一(三重県職員退職手当支給条例施行規則)第三条の二の規定若しくは公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第二条の二の規定による当該職員が年齢六十年に達した日から条例第三条第一項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報</p> <p>五 (略)</p> <p>8 ～ 14 (略)</p>	<p>理監督職務上限年齢制又は定年再任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 条例附則第十四項及び第十五項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。</p> <p>一 ～ 三 (略)</p> <p>四 退職手当支給条例附則第十四項から第十七項までの規定若しくは公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)附則第十三項から第十五項までの規定又は三重県人事委員会規則七十七(三重県職員退職手当支給条例施行規則)第三条の二の規定若しくは公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)第二条の二の規定による当該職員が年齢六十年に達した日から条例第三条第一項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報</p> <p>五 (略)</p> <p>8 ～ 14 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---